

投資信託取引規定集変更一覧（2023 年 10 月 2 日改定）

5. 非課税口座取引規定

改定前	改定後	改定事由
2.（非課税口座開設届出書等の提出） (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に規定する「非課税口座開設届出書」に必要事項をご記入のうえ記名押印または署名し、これを投資信託の取扱いをしている当行の支店または出張所（一部を除きます。）に提出していただきます。その際、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号等について確認をさせていただきます。あわせて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出いただくものとします。 ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定 <u>または</u> 累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定 <u>または</u> 累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 （中略） (7) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに法第 37 条の	2.（非課税口座開設届出書等の提出） (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に規定する「非課税口座開設届出書」に必要事項をご記入のうえ記名押印または署名し、これを投資信託の取扱いをしている当行の支店または出張所（一部を除きます。）に提出していただきます。その際、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号等について確認をさせていただきます。あわせて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出いただくものとします。 ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定</u>を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、<u>当該</u>非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 （中略） (7) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各	つみたて投資枠、成長投資枠について追記

14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合、非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定が設けられていたとき ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合、非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定が設けられることとなっていたとき (8) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定を他の証券会社または金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。 (9) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	号に該当するとき、当行はお客さまに法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合、非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が設けられていたとき ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合、非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が設けられることとなっていたとき (8) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>を他の証券会社または金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。 (9) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	
3の2．（累積投資勘定の設定） (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に關す	3の2．（累積投資勘定の設定） (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に關す	新 NISA 制度開始に伴い、期間の変更

る記録と区分して行うための勘定で、2018年から<u>2042年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。	る記録と区分して行うための勘定で、2018 年から <u>2023</u> 年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。	
<u>(新設)</u>	<u>3の3.（特定累積投資勘定の設定）</u> <u>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は 2024 年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</u> <u>(2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</u>	つみたて投資枠について追記
<u>(新設)</u>	<u>3の4 （特定非課税管理勘定の設定）</u> <u>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</u>	成長投資枠について追記

4. (非課税管理勘定 <u>または</u> 累積投資勘定における処理) (中略) <u>(3) (新設)</u>	4. (非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>における処理) (中略) <u>(3) 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。</u>	つみたて投資枠、成長投資枠について追記
5の2.(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (中略) ②租税特別措置法施行令第25条の13第<u>24</u>項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等	5の2.(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (中略) ②租税特別措置法施行令第25条の13第<u>22</u>項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等	条項番号の変更
<u>(新設)</u>	<u>5の3 (特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</u> <u>当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務</u>	つみたて投資枠について追記

	大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、受け入れます。 ①第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付の委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。） ②租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等	
<u>(新設)</u>	5の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1)当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。 ①特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をい	成長投資枠について追記

	い、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。) イ、当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,200万円を超える場合 ロ、当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合 ②租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 (2)特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ①その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの ②公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ③公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権	
--	---	--

	<u>で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第 1 号及び第 3 号の定めがあるもの以外のもの</u>	
6.（譲渡の方法） (1) （中略） ③法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法 （中略） <u>（新設）</u>	6.（譲渡の方法） (1) （中略） ③法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法 （中略） <u>（3）特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、または法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u>	つみたて投資枠、成長投資枠について追記
8.（取得対価の額が120万円を超える場合の取り扱い） (1) お客さまが当行に対し、非課税管理勘定での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計が120万円を超える場合には、当行は当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が120万円に達するまでは非課税管理勘定に、120万円を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れるものとします。 (2) <u>第1項の規定は、第5条第1号に掲げる上場株式等においても同様とします。</u>	8.（ <u>非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額が120万円を超える場合の取り扱い</u> ） (1) お客さまが当行に対し、非課税管理勘定での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計が120万円を超える場合には、当行は当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が120万円に達するまでは非課税管理勘定に、120万円を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れるものとします。 (2) <u>前項に定める上場株式等とは、第5条に掲げる上場株式等と同様とします。</u>	新 NISA 制度に開始に伴い、一般 N I S A に関する記載であることを明記
<u>（新設）</u>	<u>8の2.（累積投資勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額が40万円を超える場合の取り</u>	つみたて NISA の年間

	扱い) <u>(1)お客さまが当行に対し、定期・定額の累積投資により累積投資勘定での上場株式等の取得に係る買付等を行い、当該買付等の約定の結果、累積投資勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計が 40 万円を超える場合には、当行は当該買付等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該累積投資管理勘定に係る取得対価の額の合計額が 40 万円に達するまでは累積投資勘定に、40 万円を超える部分は一の累積投資契約に基づいて、非課税口座以外の口座での買付とします。</u> <u>(2)前項に定める上場株式等とは、第 5 条の 2 に掲げる上場株式等と同様とします。</u>	投資上限金額を超えた場合の対応について追記
<u>(新設)</u>	<u>8 の 3. (特定累積投資勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額が当年中に受入可能な範囲を超える場合の取り扱い)</u> <u>(1)お客さまが当行に対し、定期・定額の累積投資により特定累積投資勘定での上場株式等の取得に係る買付等を行い、当該買付等の約定の結果、特定累積投資勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計が、当年中に特定累積投資勘定に受け入れ可能な金額の範囲を超える場合には、当行は当該買付等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当年中に特定累積投資勘定に受け入れ可能な金額の範囲内は特定累積投資勘定への受け入れとしつつ、超過分は一の累積投資契約に基づいて、非課税口座以外の口座での買付とします。</u> <u>(2)前項に定める上場株式等とは、第 5 条の 3 に掲げる上場株式等と同様とします。</u>	つみたて投資枠の年間投資上限金額を超えた場合の対応について追記
<u>(新設)</u>	<u>8 の 4. (特定非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額が当年中に受入可能な範囲を超える場合の取り扱い)</u> <u>(1)お客さまが当行に対し、特定非課税管理勘定での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、特定非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計が当年中に受入可能な範囲を超える場合には、当行は当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該特定非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が当年中に受入可能な金額の範囲内は特定非課税管理勘定に、超過分は非課税</u>	成長投資枠の年間投資上限金額を超えた場合の対応について追記

	口座以外の口座で受け入れるものとします。 <u>(2)前項に定める上場株式等とは、第5条の4に掲げる上場株式等と同様とします。</u>	
10. (非課税上場株式等の払い出しに関する通知) (中略) (2)法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行はお客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払い出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。 <u>(新設)</u>	10. (非課税上場株式等の払出しに関する通知) (中略) (2)法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行はお客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。 <u>(3)法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま</u>	つみたて投資枠、成長投資枠について追記

(新設)	(相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (4)法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	
11.（非課税管理勘定終了時の取り扱い） （中略） (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ①第 5 条第 1 項第 2 号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管	11.（非課税管理勘定終了時の取り扱い） （中略） (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ①お客様から当行が別に定める期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第	条項番号の変更

②お客様から当行が別に定める期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ③前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管	8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ②前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管	
11の2（累積投資勘定終了時の取扱い） （中略） (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ①お客さまから<u>累積投資勘定の終了する年の1月1日まで</u>に当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合、またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管	11の2（累積投資勘定終了時の取扱い） （中略） (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 ①お客さまから<u>当行が別に定める期限までに</u>当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合、またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管	軽微な修正
12.（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） (1)（中略） ①当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の<u>12第4項</u>に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの<u>租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号</u>に規定する<u>特定</u>署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または<u>特定</u>署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所	12.（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） (1)（中略） ①当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の<u>15の3第6項</u>に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの<u>同条第7項</u>に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所	条項番号の変更
<u>(新設)</u>	<u>13.（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</u> <u>(1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、</u>	つみたて投資枠について追記

	当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。 ①当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示又はお客さまの同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所 ②当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所 (2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。	
以下、条項番号のみ変更 <u>13.</u> (非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き) <u>14.</u> (届出事項の変更) <u>15.</u> (非課税口座の廃止)	以下、条項番号のみ変更 <u>14.</u> (非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き) <u>15.</u> (届出事項の変更) <u>16.</u> (非課税口座の廃止)	条項番号の変更
<u>(新設)</u>	<u>17. (個人番号未告知口座の取扱い)</u> 個人番号未告知等の理由により、お客様の非課税管理口座に 2018 年以降の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設定されていない場合は、2022 年 1 月 1 日に当行に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。	非課税口座のみなし廃止について追記
以下、条項番号のみ変更	以下、条項番号のみ変更	条項番号の変更

<u>16.</u> (免責事項)	<u>18.</u> (免責事項)	
<u>17.</u> (規定の変更)	<u>19.</u> (規定の変更)	
<u>18.</u> (合意管轄)	<u>20.</u> (合意管轄)	

6. 未成年者口座および課税未成年者口座取引規定

改定前	改定後	改定事由
2. (未成年者口座開設届出書等の提出) (中略) (4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。 (5) 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において19歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。	2. (未成年者口座開設届出書等の提出) (中略) (4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下「基準年」といいます。)の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。 (5) 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。	遡及課税不要となることに伴う変更 成人年齢引き下げに伴う改定
3. (非課税管理勘定および継続管理勘定の設定) (1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等(法第37条の14第1項	3. (非課税管理勘定および継続管理勘定の設定) (1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託がされる上場株式等(法第37条の14第1項	成人年齢引き下げに伴う改定

第1号に掲げるものをいいます。この規定の第14条から第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じ。) (以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。) につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、2016年から2023年までの各年 (お客さまがその年の1月1日において 20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。) の1月1日に設けられます。 (中略) (3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定 (この規定に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、2024年から2028年までの各年 (お客さまがその年の1月1日において 20歳未満である年に限ります。) の1月1日に設けられます。	第1号に掲げるものをいいます。この規定の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、以下同じ。) (以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。) につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、2016年から2023年までの各年 (お客さまがその年の1月1日において 18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。) の1月1日に設けられます。 (中略) (3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定 (この規定に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、2024年から2028年までの各年 (お客さまがその年の1月1日において 18歳未満である年に限ります。) の1月1日に設けられます。	
7. (課税未成年者口座等への移管) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ①非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日 (以下「5年経過日」といいます。) において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等 (第5条第1項第1号口もしくは第2号同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除きます。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 (中略) ②お客さまがその年の1月1日において 20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管	7. (課税未成年者口座等への移管) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ①非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日 (以下「5年経過日」といいます。) において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等 (第5条第1項第1号口もしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除きます。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 (中略) ②お客さまがその年の1月1日において 18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管	成人年齢引き下げに伴う改定
8. (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理) (中略) ②当該上場株式等の第6条に規定する方法以外	8. (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理) (中略) ②当該上場株式等の第6条に規定する方法以外	条項番号の変更

の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号および第16条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと イ 法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡	の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号および第17条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと イ 法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡	
<u>（新設）</u>	<u>11.（継続管理勘定等への移管）</u> <u>非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</u>	継続管理勘定について追記
<u>11.（出国時の取扱い）</u> (1) お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。	<u>12.（出国時の取扱い）</u> (1) お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。	条項番号の変更
<u>12.（課税未成年者口座の設定）</u> （条項番号のみ変更）	<u>13.（課税未成年者口座の設定）</u> （条項番号のみ変更）	条項番号の変更
<u>13.（課税管理勘定における処理）</u> 課税未成年者口座における上場株式等（法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下、第14条から第16条および第18条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。	<u>14.（課税管理勘定における処理）</u> 課税未成年者口座における上場株式等（法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下、第15条から第17条および第19条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。	条項番号の変更

以下、条項番号のみ変更	以下、条項番号のみ変更	条項番号の変更
<u>14.</u> (譲渡の方法) <u>15.</u> (課税管理勘定での管理)	<u>15.</u> (譲渡の方法) <u>16.</u> (課税管理勘定での管理)	
<u>16.</u> (課税管理勘定の金銭等の管理) (中略) ②当該上場株式等の<u>第14条</u>に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと イ 法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡	<u>17.</u> (課税管理勘定の金銭等の管理) (中略) ②当該上場株式等の<u>第15条</u>に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと イ 法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡	条項番号の変更
<u>17.</u> (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第<u>15</u>条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	<u>18.</u> (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第<u>16</u>条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	条項番号の変更
<u>18.</u> (重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合) (条項番号のみ変更)	<u>19.</u> (重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合) (条項番号のみ変更)	条項番号の変更
<u>19.</u> (出国時の取扱い) お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この規定の第<u>12条、13条及び第15条から第17条</u>の適用があるものとして取り扱います。	<u>20.</u> (出国時の取扱い) お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この規定の第<u>13条、14条、および第16条から18条</u>の適用があるものとして取り扱います。	条項番号の変更
<u>20.</u> (課税未成年者口座への入出金処理) (条項番号のみ変更)	<u>21.</u> (課税未成年者口座への入出金処理) (条項番号のみ変更)	条項番号の変更
<u>21.</u> (運用管理者による取引の届出) (1) 未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うためには、あらかじめ当行に対して、運用管理者の届出を行っていただく必要があります。 当該運用管理者は、お客さまの法定代理人に限ります。 (中略) (4) お客さまが<u>20歳</u>に達した後も運用管理者が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当	<u>22.</u> (運用管理者による取引の届出) (1) <u>運用管理者が</u>、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うためには、あらかじめ当行に対して、運用管理者の届出を行っていただく必要があります。 当該運用管理者は、お客さまの法定代理人に限ります。 (中略) (4) お客さまが<u>18歳</u>に達した後も運用管理者が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当	条項番号の変更 対象の明確化 成人年齢引き下げに伴う改定

行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	
以下、条項番号のみ変更 <u>22.</u> (法定代理人の変更) <u>23.</u> (取引残高の通知)	以下、条項番号のみ変更 <u>23.</u> (法定代理人の変更) <u>24.</u> (取引残高の通知)	条項番号の変更
<u>24.</u> (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示) (1) お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、 <u>第13条</u> に規定する上場株式等をいいます。以下、この項において同じ。）、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。	<u>25.</u> (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示) (1) お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、 <u>第14条</u> に規定する上場株式等をいいます。以下、この項において同じ。）、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。	条項番号の変更
<u>25.</u> (基準年以降の手続き等) (条項番号のみ変更)	<u>26.</u> (基準年以降の手続き等) (条項番号のみ変更)	条項番号の変更
<u>26.</u> (非課税口座のみなし開設) (1) <u>2017年から2028年</u> までの各年（その年1月1日においてお客さまが <u>20歳</u> である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において <u>20歳</u> である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で <u>非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）</u> が締結されたものとみなします。	<u>27.</u> (非課税口座のみなし開設) (1) <u>2024年以後</u> の各年（その年1月1日においてお客さまが <u>18歳</u> である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において <u>18歳</u> である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で <u>特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）</u> が締結されたものとみなします。	条項番号の変更 新NISA制度開始に伴う期間の変更 成人年齢引き下げに伴う改定 軽微な修正
<u>27.</u> (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に	<u>28.</u> (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に	条項番号の変更

掲げる日に本契約は解除されます。 (中略) ④お客さまが<u>基準年の1月1日以後</u>に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤お客さまが出国の日の前日までに<u>第11条</u>の出国移管依頼書を提出して出国したが、<u>基準年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」</u>を提出しなかった場合 <u>基準年</u>の前年12月31日の翌日 ⑥お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日	掲げる日に本契約は解除されます。 (中略) ④お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤お客さまが出国の日の前日までに<u>第12条</u>の出国移管依頼書を提出して出国したが、<u>その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」</u>を提出しなかった場合 <u>その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</u> ⑥お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項<u>で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5</u>に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日	期間の明確化
以下、条項番号のみ変更 <u>28.</u> (規定の変更) <u>29.</u> (合意管轄)	以下、条項番号のみ変更 <u>29.</u> (規定の変更) <u>30.</u> (合意管轄)	条項番号の変更
<u>(附則)</u> <u>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u>	<u>(削除)</u>	成人年齢引き下げについて、本則に反映させたことに伴い削除